

平成28年3月16日

各

都道府県知事
指定都市市長
保健所設置市長
特別区長
地方厚生(支)局長

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

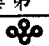
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。以下「改正法」という。)については、平成27年6月26日に公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところであり、これに伴い医薬・生活衛生局所管の毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部が改正されます。

また、改正法の施行に伴い、「毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第66号。以下「改正政令」という。)が平成28年3月16日に公布され、並びに「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第16号)及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年厚生労働省令第32号)(以下「改正省令」と総称する。)がそれぞれ平成28年2月8日及び同年3月16日に公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

受	付
平	28. 3. 29
薬第	202 号
	大阪府

第1 改正の趣旨

改正法、改正政令及び改正省令は、地方分権改革に関する「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進することを目的とするものである。

第2 改正法等の内容

1 毒物及び劇物取締法関係

(1) 特定毒物研究者の許可等に係る事務・権限の移譲

特定毒物研究者の許可等に係る事務・権限について、主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合にあっては、指定都市の長に移譲すること。

なお、これに伴い、特定毒物研究者の許可に関する事務・権限について、主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長が有することを法律において明確化し、あわせて所要の改正を行うこと。

(2) 特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の変更

特定毒物研究者が都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長による許可を受けたものとみなすこと。

(3) 経過措置

施行前に都道府県知事によりされた特定毒物研究者の許可等又は都道府県知事に対してされている許可等の申請等は、施行後は、指定都市の長によりされた許可等又は指定都市の長に対してされた許可等の申請とみなすこと。

施行前に都道府県知事に対してしなければならない特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出等で、施行日前にその届出等がされていないものについては、施行後は、指定都市の長に対してその届出等がされていないものとみなして、改正後の規定を適用すること。

2 麻薬及び向精神薬取締法関係

(1) 麻薬取扱者の免許の有効期間の延長

麻薬取扱者免許の有効期間は、最長2年（免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで）となっているが、都道府県の事務負担を軽減するため、この有効期間を最長3年へ延長すること。

(2) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可等に係る事務・権限の移譲

医療用麻薬に係る麻薬小売業者間の譲受・譲渡許可については、現在厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）が行っているが、手続の簡略化により医療用麻

薬の在宅医療等での利用推進を図るため、当該権限を都道府県知事へ移譲すること。

あわせて、手続の簡略化のため、医療用麻薬に係る麻薬小売業者間の譲受・譲渡許可について、申請書への免許証の番号及び免許年月日の記載を不要にすること。

(3) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可の有効期間の延長

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可の有効期間は、最長1年（免許の日からその日の属する年の12月31日まで）となっているが、都道府県の事務負担を軽減するため、この有効期間を最長3年へ延長すること。

(4) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に係る軽易な変更届出制度の創設

麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可について、共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制度を創設すること。

(5) 経過措置

施行前に厚生労働大臣によりされた麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可又は厚生労働大臣に対してされている許可の申請等は、施行後は、都道府県知事によりされた許可等又は都道府県知事に対してされた許可等の申請とみなすこと。

また、麻薬取扱者の免許の有効期間及び麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しについては、今般の改正にかかわらず既に与えられた許可の有効期間の満了をもって失効することとする。

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

(1) 高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可に係る事務・権限の移譲

高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可について、保健所設置市及び特別区に移譲すること。

(2) 経過措置

施行前に都道府県知事によりされた高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可又は都道府県知事に対してされている許可の申請は、施行後は、保健所設置市の長又は特別区の長によりされた許可又は都道府県知事に対してされた許可の申請とみなすこと。

第3 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局」を「都道府県知事」、「都道府県知事」を「指定都市の長」等と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

以上

参考資料 目次

・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）概要（抄）	1
・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）改め文（抄）	3
・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）新旧対照表（抄）	9
・ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第16号）改め文	19
・ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第16号）新旧対照表	25
・ 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第66号）改め文	29
・ 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第66号）新旧対照表	33
・ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第32号）改め文	37
・ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第32号）新旧対照表	41

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。

〔19法律を一括改正〕

（参考）

- ・第1次地方分権一括法（H23.4成立）— 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法（H23.8成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法（H25.6成立）— 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法（H26.5成立）— 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等

A 国から地方公共団体

- ・農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡の許可

B 都道府県から指定都市等

- ・指定都市立特別支援学校の設置等に係る都道府県の認可
- ・火薬類の製造許可等

II 義務付け・枠付けの見直し等

- ・建築審査会委員の任期の条例委任
- ・農業等活性化基盤整備計画を定める際の市町村から都道府県に対する同意協議に係る同意の一部廃止
- ・保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日
② 地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

改正法律一覧 (19法律※)

※「麻薬及び向精神薬取締法」は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と義務付け・枠付けの見直し等に重複

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律)

A 国から地方公共団体

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

○麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を都道府県に移譲

〔農地法〕

〔農業振興地域の整備に関する法律〕

〔3頁参照〕

〔中小企業新事業活動促進法〕

○特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認を都道府県に移譲

〔中小企業経営承継円滑化法〕

〔租税特別措置法〕

○事業承継の支援措置に係る認定等を都道府県に移譲

〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕

○使用者に対する技術基準適合命令等を都道府県に移譲

B 都道府県から指定都市等

〔学校教育法〕

○指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市に移譲

〔毒物及び劇物取締法〕

○特定毒物研究者の許可等を指定都市に移譲

〔医薬品医療機器法〕

○高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区に移譲

〔火薬類取締法〕

○火薬類の製造許可等を指定都市に移譲

〔高圧ガス保安法〕

○高圧ガスの製造許可等を指定都市に移譲

II 義務付け・枠付けの見直し等 (8法律)

〔精神保健福祉法〕

○精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に

〔麻薬及び向精神薬取締法〕※

○麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長

〔認定こども園法〕

○保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

〔特定農山村法〕

○基盤整備計画に係る知事同意協議(一部)の協議への見直し

〔採石法〕

〔砂利採取法〕

○事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加

〔建築基準法〕

○市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し

○建築審査会委員の任期の条例委任

〔都市計画法〕

○区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (抄)

目次

- 第一章 文部科学省関係 (第一条)
- 第二章 厚生労働省関係 (第二条―第六条)
- 第三章 農林水産省関係 (第七条―第九条)
- 第四章 経済産業省関係 (第十条―第十六条)
- 第五章 国土交通省関係 (第十七条・第十八条)
- 第六章 環境省関係 (第十九条)

附則

第一章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第二章 厚生労働省関係

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「二年」の下に「(委員の任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間)」を加える。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第三条 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合においては、指定都市の長。第六条の二及び第十条第二項において同じ。)」に改める。

第六条の二第一項中「者は、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、「以内に、」の下に「その主たる研究所の所在地の」を加える。

第十五条の三中「その店舗」を「その店舗」に、「市長」を「市長」に、「。第十七条第二項」を「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項」に、「行なり」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「及び第四項」を削り、同条第六項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を、「処分」の下に「（指定都市の長に対しては、同項の規定に基づく処分に限る。）」を加える。

第二十条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第二十一条第一項中「毒物若しくは」を「毒物又は」に、「又は特定毒物使用者に」を「にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者に」に改め、「あつては都道府県知事に、」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条第四項中「その店舗」を「その店舗」に、「第二十三条の三」とあるのは「」を「とし、

特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは「。第十七条第二項及び」に改め、「第十九条第三項」との下に「、「又は特定毒物研究者の行い」とあるのは「の行い」とを加える。

第二十三条の五中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二十五条第三号中「第五項で」を「第五項において」に改め、同条第四号中「第五項で」を「第五項において」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第五号中「第五項で」を「第五項において」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第六号中「同条第四項で」を「同条第四項において」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「翌年」を「翌々年」に改める。

第二十四条第十一項中「前各項」を「前項」に、「厚生労働大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、当該各号に定める者」に、「場合には」を「ときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

第二十四条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

第三十条第四項中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項又は第十二項」に改める。

第三十一条中「左に」を「次に」に改め、同条ただし書中「但し、第二十四条第十一項」を「ただし、第二十四条第十項」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項」に改める。

第六十二条の二中「第二十九条」を「第二十四条第十二項（第一号に係る部分に限る。）」、「第二十九条」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第五条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十

五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「区長。」の下に「次条第二項及び」を加える。

第八十三条第一項中「第三十九条の三第一項」を「次条第二項及び第三十九条の三第一項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第三章 農林水産省関係

（農地法の一部改正）

第七条 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文を次のように改める。

農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地

四 第十四条第二項の規定による公示をしたとき。

五 第十五条の規定による公示をしたとき。

六 第十七条第一項ただし書の規定による確認をしたとき。

七 第二十八条第一項の規定による公表をしたとき。

八 第二十九条第一項の規定による報告の徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

九 前条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）をしたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四

条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七条（建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。

）の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日

二 第十一条（採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定を除く。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第十条及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日

四 第十三条、第十五条及び第十六条の規定並びに附則第五条及び第九条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十二条の規定及び附則第十一条の規定 平成三十年四月一日

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされて

いる指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）に係る認定（同日において有効期間を経過していないものに限る。）については、同日において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた有効期間の定めがない保育所に係る認定とみなす。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 都道府県知事が第十六条の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下この条において「新経営承継円滑化法」という。）第十六条の規定に基づく政令の規定により新経営承継円滑化法第十二条第一項の経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経済産業大臣又は経済産業局長が第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の二第三十一項（旧租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。）（以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。）に規定する納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知り、かつ、同日前に旧租税特別措置法関係規定による通知をしていないときは、同日において当該都道府県知事が当該事実があつたことを知つたものとみなして、第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の二第三十一項（新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を

含む。)の規定を適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づき政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づき政令の規定に

定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第二号及び第三号中「都道府県」を「都道府県等」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同表麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の項中「第二十九条」を「

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照表(抄) 目次

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)(第一条関係)	1
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)(抄)(第二条関係)	3
○ 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三十三号)(抄)(第三条関係)	4
○ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和三十八年法律第十四号)(抄)(第四条関係)	10
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)(抄)(第五条関係)	13
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)(抄)(第六条関係)	18
○ 農地法(昭和三十七年法律第二百二十九号)(抄)(第七条関係)	20
○ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和三十四年法律第五十八号)(抄)(第八条関係)	30
○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)(抄)(第九条関係)	34
○ 火薬類取締法(昭和三十五年法律第四百十九号)(抄)(第十条関係)	36
○ 採石法(昭和三十五年法律第二百九十一号)(抄)(第十一条関係)	39
○ 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号)(抄)(第十二条関係)	43
○ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)(第十三条関係)	45
○ 砂利採取法(昭和三十二年法律第七十四号)(抄)(第十四条関係)	49
○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)(抄)(第十五条関係)	52
○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)(抄)(第十六条関係)	53
○ 建築基準法(昭和三十五年法律第二百二号)(抄)(第十七条関係)	54
○ 都市計画法(昭和三十二年法律第百号)(抄)(第十八条関係)	57
○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)(抄)(第十九条関係)	58
○ 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)(抄)(附則第九条関係)	65

改 正 系	現 行
<p>第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者としてその主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域にある場合においては、指定都市の長(以下「指定市長」という。))の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。</p> <p>2. 11 (略)</p> <p>(特定毒物研究者の許可)</p> <p>第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。</p> <p>2. 11 (略)</p> <p>(特定毒物研究者の許可)</p> <p>第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(回収等の命令)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長とし)、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第一項、第十九条第四項及び第二十三条の三において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録の取消等)</p> <p>第十九条 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。)は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準</p>	<p>3 (略)</p> <p>(回収等の命令)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十七条第二項及び第二十三条の三において同じ。))は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(登録の取消等)</p> <p>第十九条 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項及び第四項において同じ。)は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で</p>

に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきを命ずることができる。

2、5 (略)

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分(指定都市の長に対しては、同項の規定に基づく処分に限る。)を行うよう指示をすることができる。

(顧問等の方法の特例)

第二十条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し(次項において「登録の取消処分等」という。)に係る行政手続法第十五条第二項の通知をしたときは、顧問の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失ひ、又は特定毒

定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきを命ずることができる。

2、5 (略)

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分を行うよう指示をすることができる。

(顧問等の方法の特例)

第二十条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し(次項において「登録の取消処分等」という。)に係る行政手続法第十五条第二項の通知をしたときは、顧問の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失ひ、又は特定毒

物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長)に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2、4 (略)

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条 (略)

2、3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗」とあるのは「第二十二条第三項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)の事業場」と、「とし、特定毒物劇物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合

物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2、4 (略)

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条 (略)

2、3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事(その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗」とあるのは「第二十二条第三項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)の事業場」と、「第二十三条の三」とあるのは「第十九条第三項」と読み替えるものとする。

においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三とあるのは「第十七条第二項及び第十九条第三項」と「又は特定動物研究者の行う」とあるのは「の行う」と読み替えるものとする。

5 1 7 (略)

(事務の区分)

第二十三条の五 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第十条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）及び第二十一条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 1 2 1 (略)

三 第十六条の二（第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区

の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査、質問又は取手を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第二十二条第一項から第三項までに規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

5 1 7 (略)

(事務の区分)

第二十三条の五 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第十条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）及び第二十一条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 1 2 1 (略)

三 第十六条の二（第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた

場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査、質問又は取手を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十一条第一項（同条第四項で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第二十二条第一項から第三項までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(免許の有効期間)</p> <p>第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。</p> <p>(譲渡)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>239 (略)</p> <p>10 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。</p> <p>11 麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>13 十六 (略)</p> <p>17 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）により調製された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。</p> <p>18 43 (略)</p> <p>(免許の有効期間)</p> <p>第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。</p> <p>(譲渡)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>239 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第二十七条第三項又は第四項の規定</p>
<p>に違反して交付されたものを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。</p> <p>12 前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分には、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。</p> <p>一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣</p> <p>(証紙による封かん)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>233 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、第二十四条第十項又は第十二項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。</p> <p>(容器及び被包の記載)</p> <p>第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「罂」の記号及び次に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。</p> <p>133 (略)</p> <p>(譲受証及び譲渡証)</p> <p>第三十二条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。次項において同じ。）は</p>	<p>に違反して交付されたものを除く。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。</p> <p>11 前各項の規定は、厚生労働大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。</p> <p>(証紙による封かん)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>233 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、第二十四条第十一項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。</p> <p>(容器及び被包の記載)</p> <p>第三十一条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「罂」の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十一項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。</p> <p>133 (略)</p> <p>(譲受証及び譲渡証)</p> <p>第三十二条 麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。次項において同じ。）は</p>

、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えてなれば、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2. 3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の二 第二十四条第十二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第三項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第二項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第二項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生労働省令で定めるところにより作成した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えてなれば、麻薬を交付してはならず、かつ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生労働省令で定めるところにより作成した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。ただし、第二十四条第十二項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2. 3 (略)

(事務の区分)

第六十二条の二 第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第三項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条の六第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）第二十一条による改正後のもの

改正案	現行
<p>（高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。</p> <p>3・4（略）</p>
<p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十二条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は厚生医療等製品（治療の対象とされる薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第九条の二、第九条の三第二項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の六の二、第七十六条の七第二項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第</p>	<p>（動物用医薬品等）</p> <p>第八十二条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は厚生医療等製品（治療の対象とされる薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第九条の二、第九条の三第二項、第二項及び第四項、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の六の二、第七十六条の七第二項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第</p>

一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十二条の四第三項（第八十二条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第二項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第二項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第二項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）について

一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十二条の四第三項（第八十二条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第二項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第三項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第二項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第二項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第二項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）について

の残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項、第二十三条の二の五第九項及び第二十三条の二十五第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第二十三条の二十五第二項第三号ロ及び第二十三条の二十六第二項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十五条第一号中「要指導医薬品（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にあ

る場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条の八第二項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第一項及び第三十六条の九第二号中「第一類医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第二十六条の十第三項及び第四項中「第一類医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第二十六条の七第一項に規定する区分」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所

る場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条の八第二項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第一項及び第三十六条の九第二号中「第一類医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第二十六条の十第三項及び第四項中「第一類医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第二十六条の七第一項に規定する区分」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所

る場合においては、市長又は区長。次項及び第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条の八第二項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第一項及び第三十六条の九第二号中「第一類医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第二十六条の十第三項及び第四項中「第一類医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第二十六条の七第一項に規定する区分」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所

を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第七十条第三項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」とする。

2・3 (略)

又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第二項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第七十条第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」とする。

2・3 (略)

○厚生労働省令第十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に、「地方厚生局長」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、」に、「地方厚生局長」を「地方厚生局長」に改める。

第九条の二第二項中「すべて」を「全て」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」

に改め、同条第三項中「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「地方厚生局長」を「都道府県知事」に、「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十二項第一号」に改め、同条第四項中「属する年の」の下に「翌々年の」を加え、「第二項第四号」を「第二項第三号」に改め、同条第六項中「又は」を「そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は」に、「第三号」を「第二号」に、「地方厚生局長」を「その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事」に改め、同条第七項中「地方厚生局長は、前項」を「都道府県知事は、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。

8 前項の規定により届け出る場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬

小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

第九条の二に次の二項を加える。

- 10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。
- 11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。
 - 一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。
 - 二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。
 - 三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

第五十五条第一項第十一号中「第二十四条第十一項」を「第二十四条第十項及び第十二項第二号」に改める。

別記第十号の様式を次のように改める。

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより譲渡することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

①	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	印
②	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	印
③	麻薬業務所	所在地	
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	印
譲渡人・譲渡先		備考	

都道府県知事

殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第十号の三様式を次のように改める。

別記第10号の3様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
変更・免許の失効を生じた麻薬業務所	変更前	麻薬業務所 所在地	
	変更後	麻薬業務所名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
	変更・免許の失効の事由及びその年月日		
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。			
年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
②麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
都道府県知事 殿			
印			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべての記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の4様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者		所在地	
麻薬業務所	名称		
住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地		
氏名	法人にあつては、名称		
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡します。 年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			印
氏名（法人にあつては、名称）			
②麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			印
氏名（法人にあつては、名称）			
③麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			印
氏名（法人にあつては、名称）			
都道府県知事		殿	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべての記載を記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する小売業者については、追加する小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）（抄） 1

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（譲渡しの許可申請）</p> <p>第九條 法第二十四條第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一・七 （略）</p> <p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）</p> <p>第九條の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四條第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（譲渡しの許可申請）</p> <p>第九條 法第二十四條第十二項の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を地方厚生局長（麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長）に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所在地）</p> <p>二 免許証の番号及び免許年月日</p> <p>三 免許の種類</p> <p>四 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p>五 譲り渡そうとする麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数</p> <p>六 譲渡先</p> <p>七 譲渡しの理由</p> <p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）</p> <p>第九條の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四條第十二項の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業</p>

- 2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 (前除)
 - 三 (略)
 - 四 (略)
- 3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。
- 4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。
- 5 (略)
- 6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、その

いずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

- 7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加えるときは、第二項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限って、次に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。
- 8 前項の規定により届け出る場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
- 9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を置き替えて当該麻薬小売業者に交付する。
- 10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。
- 11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

- 者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより調剤することのできない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- 二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること
- 2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）を地方厚生局長に共同して提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 免許証の番号及び免許年月日
 - 三 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 四 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
 - 五 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより調剤することのできない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨
- 3 地方厚生局長は、前項の申請に係る法第二十四条第十一項の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。
- 4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の十二月三十一日又は第二項第四号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。
- 5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。
- 6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、又は

第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて地方厚生局長に共同して届け出なければならない。

- (新設)
- (新設)
- 7 地方厚生局長は、前項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を置き替えて当該麻薬小売業者に交付する。
- (新設)
- (新設)

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。

一〇十 (陸)

十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二 四十四 (陸)

(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
- 二 法第四条第一項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
- 三 法第七条第一項及び第三項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
- 四 法第八条（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
- 五 法第九条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の

七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

六 法第十条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限

八 法第十三条第二項に規定する権限

九 法第十七条に規定する権限

十 法第二十一条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十一 法第二十四条第十一項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

十四 法第四十四条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）

十五 法第四十五条に規定する権限

十六 法第四十六条第二項に規定する権限

十七 法第五十条第一項に規定する権限

十八 法第五十条の五に規定する権限

十九 法第五十条の九第一項及び第二項に規定する権限

二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限

二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する権限

- 二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて適用する法第十六条に規定する権限
- 二十三 法第五十条の十に規定する権限
- 二十四 法第五十条の十二第二項及び第三項に規定する権限
- 二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十二第二項及び第三項において適用する法第十八条第二項から第五項までに規定する権限
- 二十六 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十二第二項及び第三項において適用する法第十九条に規定する権限
- 二十七 法第五十条の十三第二項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限
- 二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限
- 二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限
- 三十 法第五十条の二十二に規定する権限
- 三十一 法第五十条の二十四に規定する権限
- 三十二 法第五十条の二十七に規定する権限
- 三十三 法第五十条の二十八に規定する権限
- 三十四 法第五十条の二十九に規定する権限
- 三十五 法第五十条の三十に規定する権限
- 三十六 法第五十条の三十一に規定する権限
- 三十七 法第五十条の三十二に規定する権限
- 三十八 法第五十条の三十三に規定する権限
- 三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
- 四十 法第五十条の三十九に規定する権限
- 四十一 法第五十条の四十に規定する権限

- 四十二 法第五十条の四十一に規定する権限
 - 四十三 法第五十一条に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
 - 四十四 法第五十二条第二項に規定する権限
- 2 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

政令第六十六号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三條の七及び第二十三條の八の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の二を削る。

第三十四條中「都道府県知事」の下に「（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長）」を加える。

第三十五條第二項中「輸入業者にあつては」及び「販売業者にあつては」の下に「その」を加え、「特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六條

の二第一項並びに第三十六條の六において同じ。）」に改める。

第三十六條第二項及び第三項中「製造所」を「その製造所」に、「店舗」を「その店舗」に、「特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改める。

第三十六條の二第一項中「製造所」を「その製造所」に、「特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第三十六條の三第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第三十六條の四の見出し中「届出」を「主たる研究所の所在地の変更」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定毒物研究者は、都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更後の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。以下この条において「新管轄都道府県知事」という。）による法第三條の二第一項の許可を受けたものとみなす。

第三十六条の四第二項中「都道府県知事は」を「新管轄都道府県知事は」に、「他の都道府県知事の許可を受けた」を「都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更した」に、「許可を与えた都道府県知事」を「変更前の主たる研究所の所在地の都道府県知事（その変更前の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次項において「旧管轄都道府県知事」という。）」に改め、同条第三項中「届出が厚生労働省令で定める事項に係るものであるときは、同項の」を「規定による」に、「都道府県知事は」を「旧管轄都道府県知事は」に、「のうち当該」を「のうち同項の」に、「の写しを当該通知した都道府県知事」を「を新管轄都道府県知事」に改める。

第三十六条の六第一項中「は、他の都道府県知事の許可を受けた」を「又は指定都市の長は、主たる研究所の所在地が他の都道府県又は指定都市の区域にある」に、「許可の取消しを適当」を「適当な措置をとることが必要である」に、「当該特定毒物研究者の許可を与えた」を「その主たる研究所の所在地の」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の九中「第三十六条の八第二項」を「前条第二項」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により特定毒物研究者（毒物及び劇物取締法第三条の二第一項に規定する特定毒物研究者をいう。以下この条において同じ。）から同法第三条の二第一項の許可（以下この条において「特定毒物研究者の許可」という。）を与えた都道府県知事に対してされている特定毒物研究者の許可証（以下この条において「許可証」という。）の書換え交付又は再交付の申請（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区域にある場合に限る。）は、それぞれこの政令による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第

二項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対してされた許可証の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

2 この政令の施行前に特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）は、それぞれその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた許可証とみなす。

3 旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により特定毒物研究者が特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して返納しなければならない許可証で、この政令の施行前にその返納がされていないもの（当該都道府県知事とその主たる研究所の所在地の都道府県知事とが異なる場合又はその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合に限る。）については、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に対して返納しなければならない許可証についてその返納がされていないものとみなす。

○ 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)(抄) 1

○ 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)(抄)

(備録部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(前略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第三十四条 都道府県知事(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域にある場合において、指定都市の長)は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。</p> <p>(登録票又は許可証の書換え交付)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつて</p>	<p>(特定毒物研究者の許可)</p> <p>第三十三条の二 特定毒物研究者の許可は、その者の主たる研究所の所在地の都道府県知事が行う。</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第三十四条 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可を与えたときは、厚生労働省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。</p> <p>(登録票又は許可証の書換え交付)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつて</p>

つてはその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第二項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第二項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

3 (略)

(登録票又は許可証の再交付)

第三十六条 (略)

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失つた登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府

県知事に、これを返納しなければならない。

4 (略)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第一項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 (略)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

は店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第二項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。

3 (略)

(登録票又は許可証の再交付)

第三十六条 (略)

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を受けた後、失つた登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつては店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事

に、これを返納しなければならない。

4 (略)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第一項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 (略)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 (略)

(特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の変更)

第三十六条の四 特定毒物研究者は、都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更したときは、その主たる研究所の所在地を変更した日において、その変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事(その変更後の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合には、指定都市の長。以下この条において「新管轄都道府県知事」という。)による法第三十二条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

2 新管轄都道府県知事は、法第十条第二項の届出が都道府県又は指定都市の区域を異にしてその主たる研究所の所在地を変更した特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の変更前の主たる研究所の所在地の都道府県知事(その変更前の主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合には、指定都市の長。次項において「旧管轄都道府県知事」という。)にその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた旧管轄都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち同項の特定毒物研究者に関する部分を新管轄都道府県知事に送付しなければならない。

(行政処分に関する通知)

第三十六条の六 都道府県知事又は指定都市の長は、主たる研究所の所在

地が他の都道府県又は指定都市の区域にある特定毒物研究者について、
適当な措置をとることが必要であると認めるときは、理由を付して、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(前略)

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条の二第一項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条の七第一項(第四号に係る部分に限る。)
並びに前条第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。)
の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 (略)

(特定毒物研究者の届出)

第三十六条の四 法第十条第二項の届出は、特定毒物研究者の主たる研究所の所在地の都道府県知事に対し行う。

2 都道府県知事は、法第十条第二項の届出が他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者からあつたときは、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の届出が厚生労働省令で定める事項に係るものであるときは、同項の通知を受けた都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち当該特定毒物研究者に関する部分の写しを当該通知した都道府県知事に送付しなければならない。

(行政処分に関する通知)

第三十六条の六 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定

毒物研究者について、許可の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

21 都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者について業務の停止処分をしたときは、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条の二第一項(経由に係る部分に限る。)、第三十六条の七第一項(第四号に係る部分に限る。)
並びに第三十六条の八第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。)
の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○厚生労働省令第三十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）及び毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六十六号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣 堀崎 恭久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第四号中「第三十六条の五」を「第三十六条の八第一項」に改め、「（以下「登録等権限者の変更」という。）」を削る。

第四条の六第二項中「都道府県知事に」を「都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」と

いう。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に」に改める。

第四条の十に次の一号を加える。

六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

第十一条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「都道府県知事」を「都道府県知事
指定都市の長」に改める。

別記第十一号様式の(1)、別記第十一号様式の(2)、別記第十二号様式及び別記第十三号様式中

「地方厚生
都道府県
保健所設置
特別区

局長 「地方厚生局長
知事 都道府県知事

		「地方厚生局長	「地方厚生局長
		都道府県知事	都道府県知事
別記第十七号様式中		保健所設置市市長	を 指定都市の長 に改める。
		特別区区長」	保健所設置市市長
			特別区区長」

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄） 1

○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（登録簿の記載事項）</p> <p>第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の八第一項の規定による登録簿の添付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日</p> <p>（特定毒物研究者の許可の申請）</p> <p>第四条の六（略）</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、<u>地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の人において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を經由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</u></p> <p>一 四（略）</p>	<p>（登録簿の記載事項）</p> <p>第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五の規定による登録簿の添付が行われる場合にあつては、登録等の権限を有する者の変更（以下「登録等権限者の変更」という。）があつた旨及びその年月日</p> <p>（特定毒物研究者の許可の申請）</p> <p>第四条の六（略）</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を經由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>一 四（略）</p>

(治療等の考慮)

第四条の八 (略)

(特定毒物研究者名簿の記載事項)

第四条の十 (略)

一～五 (略)

六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつては、許可の権限を有する者の署名があつた旨及びその年月日

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行ふものとする。

2 前項の届書(法第十条第二項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、指定都庁の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(治療等の考慮)

第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(特定毒物研究者名簿の記載事項)

第四条の十 (略)

一～五 (略)

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行ふものとする。

2 前項の届書(法第十条第二項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。